

時効特例給付について

時効特例給付制度の概要

【制度の概要】

「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」（平成19年7月6日施行）に基づき、年金記録の訂正がなされた上で年金が裁定された場合には、5年で時効消滅する部分について、時効特例給付として給付を行うこととされた。
 [法施行前は、年金を受ける権利は5年を経過すると、その部分の年金を受ける権利は自動的に時効消滅することとされていた。]

【事務処理】

年金事務所において、年金受給権者等からの相談・照会を受け、年金記録の調査・訂正を行い、確認した上で必要な書類の提出を受けて、再裁定及び時効特例給付の審査、支払いの事務を本部で行っている。

- ・ 処理件数の約50%は、システムで機械的に処理。
- ・ 調査委員会が調査対象とした10ケースに該当する処理件数（約87,500件）は、時効特例給付全体の2.82%。

【処理件数】

(単位：千件)

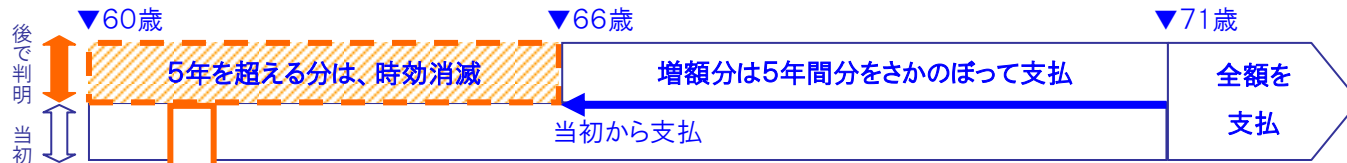
19年度(7月～)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(～10月)	計
29	376	1,114	866	397	320	3,101

※ 平成22年1月日本年金機構発足。発足前は社会保険庁社会保険業務センターにおいて事務処理。

(参考)

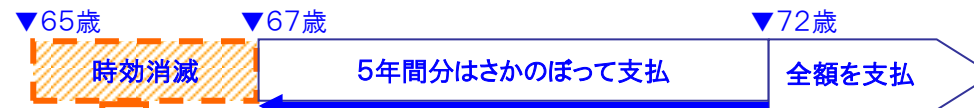
【具体例①】

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



【具体例②】

72歳の時に年金記録が見つかり、年金の受給資格があることが分かった場合



※ 受給権発生の年齢は、個人により異なる。

この部分も全期間さかのぼって支払

時効特例給付の支給決定額

【支給決定額】

(単位：億円)

19年度(7月～)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(～10月)	計
213	1,950	6,771	6,479	2,156	948	18,518

(注) 遅延加算金を含む。

(参考)

【公的年金 受給者年金総額】

(単位：億円)

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
474,395	488,658	502,554	511,332	522,229

時効特例給付に関する経過について

- 平成19年2月 約5千万件の未統合記録の存在が明らかとなる（衆議院調査事務局予備的調査報告）
- 平成19年5月 「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案」を国会提出（議員提案）（5月29日衆議院提出、6月30日参議院可決・成立、7月6日公布・施行）
- 平成22年1月 社会保険庁廃止・日本年金機構設立、及び厚生労働省年金局を改組
- 平成22年2月 総務省に年金業務監視委員会を設置
- 平成23年4月 日本年金機構に支払部再裁定・時効特例室を設置
- 平成24年1月～ 支払部再裁定・時効特例室の職員が問題提起（7月以降、「理事長への声」への投稿、「法令等違反通報制度」による通報）
- 平成25年1月 日本年金機構に「時効特例給付の業務実態等に関する調査委員会」を設置（3月31日付けで報告書を取りまとめ）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年七月六日法律第百十一号)

(厚生年金保険法による保険給付に係る時効の特例)

第一条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による保険給付(これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第四条において同じ。)を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者(同法第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。)が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとする。

(国民年金法による給付に係る時効の特例)

第二条 厚生労働大臣は、施行日において国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による給付(これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第六条において同じ。)を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者(同法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。)が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく給付を支払うものとする。

(基礎年金の国庫負担等に係る読替え)

第三条 前二条(附則第二条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合における国民年金法第八十五条第一項及び厚生年金保険法第八十条第一項の規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。)の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

(政府の責務)

第四条 政府は、年金個人情報(厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿又は国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録された個人情報その他政府が管掌する厚生年金保険事業又は国民年金事業の運営に当たって厚生労働省及び日本年金機構が保有する個人情報をいう。)について、厚生年金保険又は国民年金の被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする。

(実施命令)

第五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(時効の特例に関する経過措置)

第二条 第一条及び第二条の規定は、施行日前に厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合における当該訂正に係る保険給付又は給付について準用する。

第三条から第八条まで (略)

時効特例法の対象となる記録訂正等について

1 時効特例法の対象となる「記録訂正」

- ① 法の対象となる「記録訂正」とは、厚生年金保険法第 28 条又は国民年金法第 14 条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で保険給付又は給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。）が行われたもの。
- ② 法が対象としているのは、裁定（裁定の訂正を含む。）に結びつくもの、年金の受給要件や年金額に影響を与える「記録訂正」であり、被保険者期間等の追加や保険料の納付状況の訂正などが含まれる。

2 法施行日前に「記録訂正」がなされた場合の保険給付等の取扱い

法施行日前に既に厚生年金保険法第 28 条又は国民年金法第 14 条の規定により記録した事項の訂正がなされていた場合も時効特例給付が支給される。（法附則第 2 条で「準用する」とされている）

具体的には、法施行日（平成 19 年 7 月 6 日）前に裁定された年金に時効消滅した部分があり、かつ、当該裁定が「記録訂正がなされた上で裁定されたもの」であると判断される場合は、時効特例給付の支給対象となる。

3 裁定請求が受給権発生から 5 年以上経過後に行われた「請求遅延」との区分

時効特例法は、年金記録問題に対する包括的な対応の一環として、記録訂正に伴う年金の増額分のうち、5 年で時効消滅する部分について受給権発生までさかのぼって支払うこととするもの。

このような法の趣旨から、単に裁定請求の遅れにより時効消滅した部分については、法の対象とはならない。

このため、この両者を区別する必要がある。

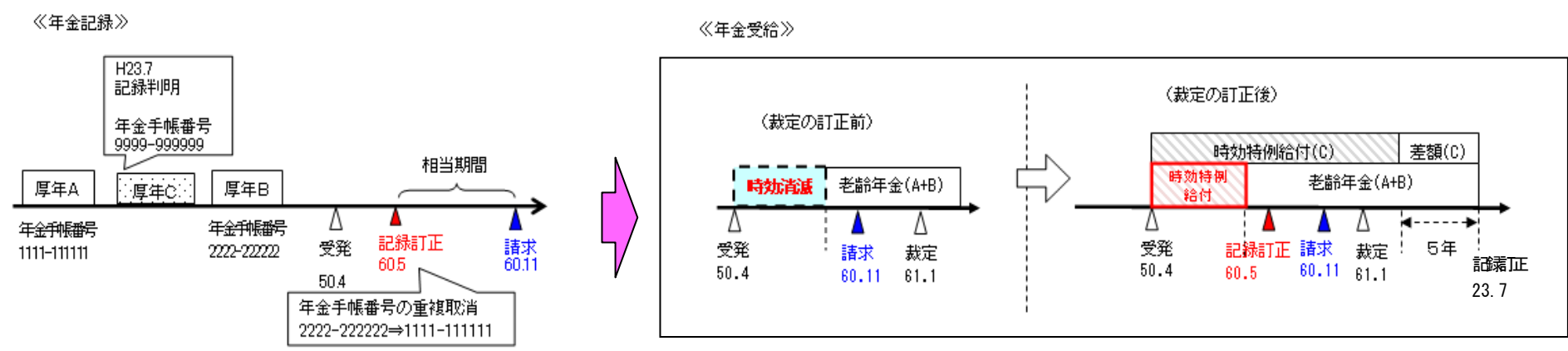
4 記録訂正に伴い増額される年金と減額される年金がある場合の減額分の取扱い

法は、厚生年金・国民年金及びこれに相当する給付を含めて、記録訂正に係る受給権に基づく支払を行うこととしており、この「受給権」は、記録訂正により年金が増額される部分と減額される部分の両方が一体的に生じる場合には、その増額分から減額分を差し引いた額の受給権と解している。

記録訂正が複数あった場合は、増減が一体的に生じるものか否かを区別する必要がある。

○報告書で指摘された具体例（いわゆる「請求遅れ」のケース）

平成23年7月に厚生年金期間C判明による再裁定を行った。その際、受給している旧厚生年金保険法の老齢年金に、消滅時効により支給されていない期間があったため確認したところ、厚生年金期間A、Bに係る年金手帳番号の重複取消（記録訂正）により初めて受給資格要件が確認されたものであるが、記録訂正から裁定請求までに相当期間が空いているケース。



【事案処理の考え方】

旧厚生年金保険法の老齢年金の既裁定者について、記録訂正と訂正後の記録に基づく裁定請求に時間差がある場合、運用上、記録訂正から1年以内に裁定請求が行われた場合は時効特例法の対象とし、記録訂正から1年を経過した後に裁定請求が行われた場合は単なる請求遅延として時効特例法の対象外とする取扱いとしている。

時効特例法の運用に当たっては、大量かつ多様な事案を迅速に処理する必要があるため、一定の基準（1年経過）を設けた上で、因果関係を判断する運用としている。ただし、基準を画一的に適用するのは不相当であり、個々の事情を勘案し、個別に因果関係が確認できる場合には、1年を経過していても記録訂正と裁定請求に因果関係が認められる場合もある。